

【衆院法務委員会】「民法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成」「修正部分を除く原案に反対」の討論

立憲民主党・無所属

道下大樹

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました、「民法等の一部を改正する法律案に対する修正案」に賛成、「修正部分を除く原案」に反対の立場から討論いたします。

法制審議会家族法制部会は、離婚後の共同親権導入などを巡り3年近く議論した末、民法改正要綱案を賛成多数で了承しましたが、参加委員21人のうち、3人が反対。また慎重派委員の訴えを受けて追加したDV・虐待を防ぐ取り組みの必要性などを盛り込んだ付帯決議は、内容が不十分だとして2人が反対しました。

家族法制部会長は「全会一致が望ましかったが、今回は（異論が残り）採決になったほか、通常ではあまり実施しない付帯決議も付けた。異例だと思っている」との所感を述べました。

その部会長の異例という所感や反対・棄権した委員の懸念は残念ながら的中し、これまでの審議内容やパブリックコメント、要綱案、付帯決議は必要十分には反映されず、さらに関係府省庁などとの事前協議や検討が不十分なまま、生煮え、玉虫色のこの「民法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出されたと言わざるを得ません。

法定養育費制度の導入など一定評価する部分もありますが、この改正原案の肝である離婚後共同親権の導入は、賛成派と反対派の双方の意見が存在し、慎重な議論を進めてきました。しかし我が会派が指摘する問題点や懸念は、委員会審議を通じても多く残されています。

原案は「子の利益」を最優先するとしていますが、裁判所が親権の指定または変更について判断するに当たって子の意見を尊重するという規定がありません。子の意見表明権の確保は欠かせません。

共同親権下でも親権の単独行使ができるとする「急迫の事情」の急迫とはどれくらい差し迫った時間的範囲を指すのか、「監護及び教育に関する日常の行為」の日常の行為とは何が当てはまるのかは曖昧であり具体性がありません。

離婚後共同親権における監護者の定め義務付けがなされていないデメリットや、子に対する支援が減少するなど不利益となるおそれがあります。

協議離婚により共同親権を選択する合意型共同親権であっても、DV・子の虐待・父母の葛藤が激しいケースが紛れ込む危険性があります。

さらに裁判上の離婚の場合に父母双方を親権者と定める非合意型強制共同親権は、子や父母一方を危険にさらすリスクが高まる可能性があります。

子どもとともに逃げて恐怖に怯えながら何とか生活している DV 被害者は、共同親権が導入された場合、DV 加害者と共同親権となり再び DV 被害を受けるおそれ、裁判所が DV 被害を認定してくれないおそれなど、さらなる恐怖にさらされてしまうと先日の参考人質疑で DV 被害者が悲痛な訴えを陳述されました。

共同親権導入に伴い、共同親権を巡る裁判や調停が発生することとなります。家庭裁判所の裁判官及び調査官などの人員・体制は今でさえ十分と言えない状況です。

以上のことから「修正部分を除く原案」に反対します。

次に、「民法等の一部を改正する法律案に対する修正案」については、これらの問題点や不安、懸念を払拭すべく、私ども立憲民主党が求めた 11 の修正項目案を反映したものとは言えませんが、最低限盛り込まれたものであり、原案のまま運用されることによって生じる被害を少しでも減らせることができると判断し、賛成します。

以上で討論を終わります。